

**佐賀県規則第29号**

佐賀県保健福祉事務所管理規則及び佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則  
 (佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(組織)				(組織)			
<p><b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる保健福祉事務所に、同表の右欄に掲げる課を置き、保健福祉事務所及び保健所の事務を処理する。</p>				<p><b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる保健福祉事務所に、同表の右欄に掲げる課を置き、保健福祉事務所及び保健所の事務を処理する。</p>			
佐賀中部保健福祉事務所	<u>企画経営課</u>	福祉支援課	健康推進課	佐賀中部保健福祉事務所	<u>保健医療企画課</u>	福祉支援課	健康推進課
	衛生対策課	環境保全課			課 衛生対策課	環境保全課	
鳥栖保健福祉事務所	<u>企画経営課</u>	福祉支援課	健康推進課	鳥栖保健福祉事務所	<u>保健医療企画課</u>	福祉支援課	健康推進課
	衛生対策課	環境保全課			課 衛生対策課	環境保全課	
唐津保健福祉事務所	<u>企画経営課</u>	福祉支援課	健康推進課	唐津保健福祉事務所	<u>保健医療企画課</u>	福祉支援課	健康推進課
	衛生対策課	環境保全課			課 衛生対策課	環境保全課	
伊万里保健福祉事務所	<u>企画経営課</u>	福祉支援課	健康推進課	伊万里保健福祉事務所	<u>保健医療企画課</u>	福祉支援課	健康推進課
	衛生対策課	環境保全課			課 衛生対策課	環境保全課	
杵藤保健福祉事務所	<u>企画経営課</u>	福祉支援課	健康推進課	杵藤保健福祉事務所	<u>保健医療企画課</u>	福祉支援課	健康推進課
	衛生対策課	環境保全課			課 衛生対策課	環境保全課	
(分掌事務)				(分掌事務)			
<p><b>第3条</b> <u>企画経営課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p>				<p><b>第3条</b> <u>保健医療企画課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p>			
(1)～(12) 略				(1)～(12) 略			
(13) 保健福祉事務所の企画調整及び経営に関すること。				(13) 保健福祉事務所の企画調整に関すること。			
(14)～(45) 略				(14)～(45) 略			
2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。				2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。			
(1)～(19) 略				(1)～(19) 略			

改正前	改正後
(20) <u>母子保健</u> に関すること。  (21)・(22) 略  3～5 略	(20) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行</u> に関するこ と。  (21)・(22) 略  3～5 略

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

**第2条** 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(組織) <b>第3条</b> 福祉センターに次の課を置く。 総務課 相談第一課 相談第二課  判定課 障害者支援課 保護課 地域生活リハビリ課 (分掌事務) <b>第4条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。この場合において、相談第一課の分掌事務のうち第1号から <u>第7号</u> までに掲げるもの <u>の所管区域及び判定課の分掌事務のうち第1号及び第2号に掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡以外の県内全域とし、相談第二課の分掌事務のうち第1号から第3号までに掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里</u>	(組織) <b>第3条</b> 福祉センターに次の課を置く。 総務課 相談第一課 相談第二課 <u>自立支援企画課</u> 判定課 障害者支援課 保護課 地域生活リハビリ課 (分掌事務) <b>第4条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。この場合において、相談第一課の分掌事務のうち第1号から <u>第4号</u> までに掲げるもの、 <u>自立支援企画課の事務分掌のうち第1号に掲げるもの並びに判定課の分掌事務のうち第1号及び第2号に掲げるもの</u> の所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡以外の県内全域とし、相談第二課の分掌事務のうち第1号から第5号

改正前	改正後
<p>市、東松浦郡及び西松浦郡の区域とする。</p> <p>総務課 略 相談第一課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 児童福祉施設入所児童の指導に関すること。</u></p> <p><u>(4) 里親及び保護受託者に関すること。</u></p> <p><u>(5) 児童福祉法第30条第1項に規定する者（次号において「児童を同居させる者」という。）に関すること。</u></p> <p><u>(6) 里親、保護受託者及び児童福祉施設の長並びに児童を同居させる者に児童の保護について指示をし、又は報告を命ずること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。判定課第3号及び保護課第2号において同じ。）に係る相談等に関すること。</u></p> <p><u>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（以下これらを「被害者」という。）に係る相談等に関すること。</u></p> <p>相談第二課</p> <p>(1) 相談第一課の分掌事務のうち第1号から第7号までに掲げるもの</p>	<p>までに掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡の区域とする。</p> <p>総務課 略 相談第一課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 児童福祉法第30条第1項に規定する者に関すること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>相談第二課</p> <p>(1) 相談第一課の分掌事務のうち第1号から第4号までに掲げるもの</p> <p><u>(2) 児童福祉施設入所児童の指導に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2)・(3) 略</p> <p>判定課～地域生活リハビリ課 略 (職制)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 相談第一課及び相談第二課に児童福祉司を、障害者支援課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置く。</p> <p>6 略</p>	<p>(3) <u>里親に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 略 自立支援企画課</p> <p>(1) <u>相談第一課の分掌事務のうち第1号、第2号及び第4号に掲げるもの並びに相談第二課の分掌事務のうち第2号及び第3号に掲げるもの</u></p> <p>(2) <u>困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、当該同伴する家族を含む。判定課第3号及び保護課第2号において同じ。）に係る相談等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（判定課第4号及び保護課第3号においてこれらを「被害者」という。）に係る相談等に関すること。</u></p> <p>判定課～地域生活リハビリ課 略 (職制)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>相談第一課、相談第二課及び自立支援企画課に児童福祉司を、障害者支援課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置く。</u></p> <p>6 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐賀県保健福祉事務所管理規則第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。